

I. 工 事 概 要

1 工 事 場 所	富山県 黒部市 榑木 地内					
2 建 物 概 要						
建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行令 別 表 第 一	耐震安全性の分類	耐火建築物 等の別
黒部商工会議所会館	5造	2階	723.25	第15項	111類・B類	その他

II. 工 事 仕 様

- 共 通 仕 様
 - 電気設備工事
 - 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁庁舎修繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」,「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版」による。
 - 建築工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの仕様書を適用する。
 - 機械設備工事
 - 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁庁舎修繕部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」,「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版」による。
 - 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの仕様書を適用する。
- 特 記 仕 様
 - 章及び項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 - 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

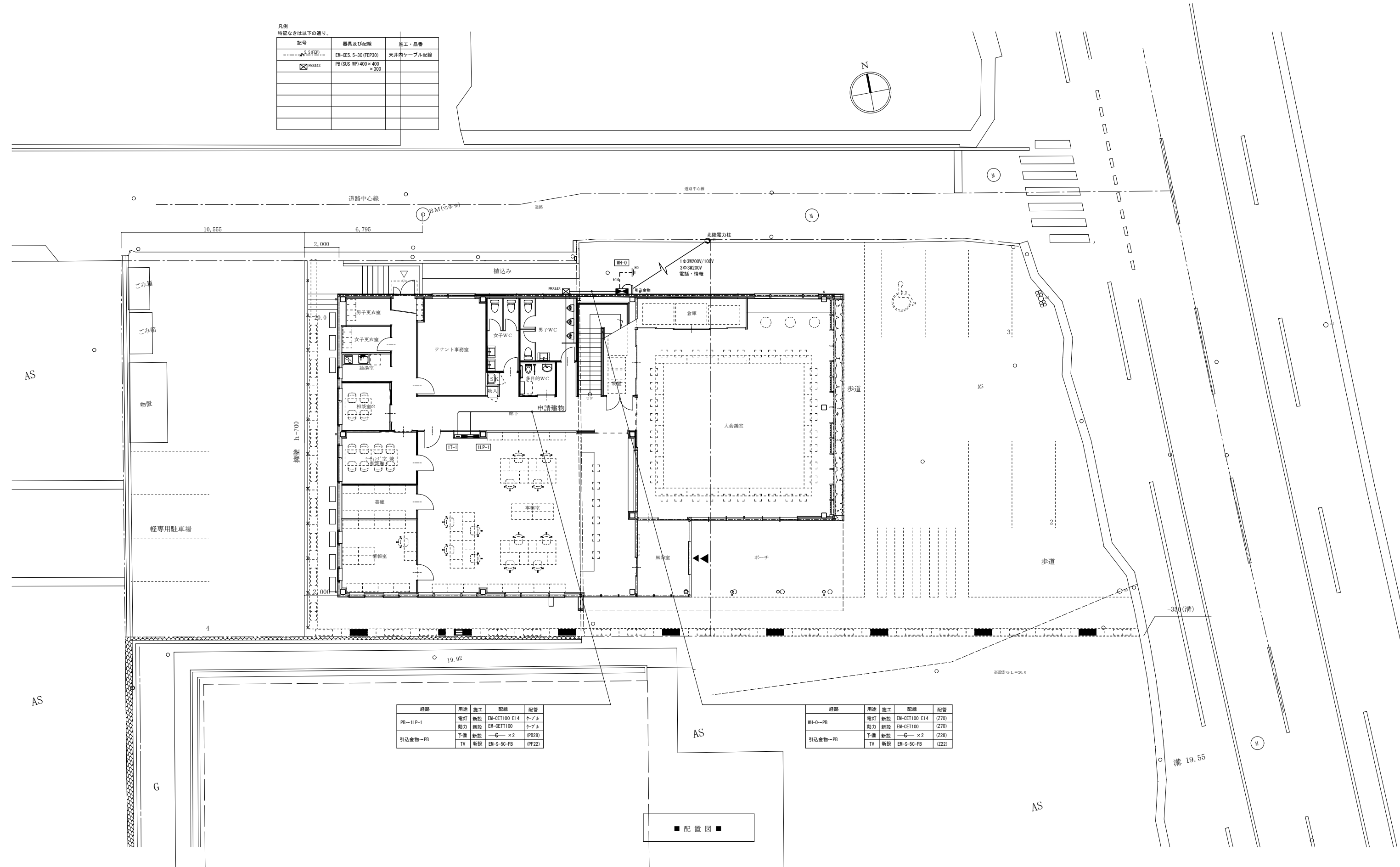
章	項 目	特 記 事 項
○ 一 般 共 通 事 項 1	一般共通事項の適用	・ 本仕様書の一般共通事項1 を適用する。 ○ 建築特記仕様書の一般共通事項1 を適用する。
	1 工事実績情報の登録	・ 適用する。 本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。 ※受注者は、請負代金内訳書を作成し、工事請負締結後7日以内に発注者に提出すること。 「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-48個人情報取扱特記事項による。
	2 下請関係の適正化	
	3 請負代金内訳書の提出	
	4 個人情報の取扱いについて	
5 環境への配慮	1 使用する機材等は	「富山県グリーン購入調達方針」で定められているものがある場合には、それに適合するものとする。
	2 建物内部に使用する材料等は	設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性可塑性を除く)が追加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。
	3 材料・機材の品質等	1 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2 下記に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 対象機材等 () 3 使用する機材が、国土交通大臣官庁官庁官庁修繕部の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」による場合は、標準仕様書第1編1.4.2.2の品質及び性能を有することを証明する資料の提出を省略することができる。
	7 地場産品の優先使用等	1 地場産品の優先使用 受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品(建設資材又は製品等で、県内で最終製造工程が施されたもの又は県内に本社・本店を置く取扱業者から調達したものをいう)を優先使用するものとする。 2 県内企業の優先選定等 受注者は、工事に係る「請負契約又は資材納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置くものの中から選定するよう努めなければならない。 発注者は、県外搬出処分とし、その費用も含め受注者自らの責任において適正に処理するものとする。 ※舗装切断作業に伴い、の断機械から発生する埃については、排水吸引機能をもつ切断機械等により回収し、適正に処理する。 ・ 建設リサイクル法対象工事 (契約額1億円以上(税込)) ・ 再資源利用計画作成等 ※ 運搬、処分委託契約書及び許可証の提示 ※ マネフェス管理一表等の提示 電気保安技術者を工事現場に () おかない ・ 設けなく () 設ける 本工事に必要な工事用電力、水、燃料及び諸手続き等の費用は受注者の負担とし、構内に () することが () できる () できない 「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-33環境対策に記載の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。
9 電気保安技術者	10 監督職員事務所	
	11 工事用電力・水その他	
	12 工事用仮設備	
	13 施 工 機 械	
14 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間	15 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	次のいずれかに該当し、かつ、その期間が書面により明確となっている場合については、専任を要しない。 (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 (4) (1)又は(2)に類した理由で、工事が不稼働である期間 (5) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等、を月当たり4時間以上の頻度で実施するものとする。(「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-29 工事中の安全確保)
	16 安全教育・訓練の実施	
	17 調査・試験に対する協力	公共工事労務費調査等の対象工事となった場合は、監督職員の指示により必要な協力をしなければならない。(「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-13) ・ 本工事は、工事費精算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。作成した調査票は監督職員へ提出すること。

18 工事特性・創意工夫	受注者は、工事施工において、施工条件等への対応や自ら実施した創意工夫や技術力に関する事項は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成までに「富山県請負工事成績評定要領」第4項7項に定める様式により提出することができる。
19 暴力団関係者からの不当な介入を受けた場合の措置	受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、警察に届けなければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、警察に届けなければならない。
20 低入札となった場合における技術者の増員等	1 工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めることとする。 (1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合 専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。 (2) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられていない工事の場合 同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。 2 1の(1)により別に配置された技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。 3 工事の品質を確保するため、特記仕様書に示される施工に関する試験基準を2倍の頻度をもって実施し、品質管理を行うものとする。 本工事は、富山県が先行発注した下の工事(以下、「現工事」という。))と当該追加工事の設計金額の合計額より定まる率によって算定した諸経費から、現工事にかかる諸経費等を控除した額で調整した金額とする。 工事番号: 工事名:
21 間接工事費等の調整について	
22 総合評価方式	1 受注者は、実際の施工に際しては、事前に提出し適正とされた技術資料(技術提案書又は簡易な施工計画)の内容を履行すること。 2 受注者は、事前に提出した総合評価方式に係る技術資料に記載した配置予定技術者を配置しなければならない。 3 なお、上記1、2を履行できない場合及び、受注者が事前に提出した総合評価方式に係る技術資料に記載した内容に虚偽の報告があった場合においては、富山県が公共工事総合評価方式施行要領に基づき工事成績の減点(標準型)においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)をすることがある。 ・ 本工事は「登録技能者等の配置」を活用した試行工事であり、受注者は、下記工程において登録技能者を配置する場合は、あらかじめ施工計画書により、登録情報等配置予定期間、作業内容等を発注者に報告することとし、配置予定期間及び完成検査において、発注者による履行の確認を行うこととする。なお、履行が確認できない場合、富山県公共工事総合評価方式試行要領に基づき工事成績の減点をすることがある。 対象工程 () この工事は「下請負契約における県内企業の活用」を評価の対象とした試行工事である。施工時及び完成検査時において、受注者による履行の確認を行うこととする。なお、受注者の責に帰すべき理由により、入札時の申請に反して、施工時に県内企業の活用ができなかった場合には、工事成績評定点を3点減点する。 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ(洋式トイレ・快通トイレ)を設置することができる工事である。 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」についてのお知らせによるものとする。このお知らせは、下記富山県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusuatsu/kooukyoukuji/kj00017588.html) ・ 週休2日工事の実施にあたっては、「週休2日工事(営繕工事) 試行要領」(令和6年5月 富山県土木部)に基づくものとする。この試行要領は、富山県土木部管轄建設工事のホームページから入手できる。 (https://www.pref.toyama.jp/1508/kendodukuri/toshikeikaku/kenchiku/kj00021742.html) ※週休2日工事【発注者指定型】 本工事は、発注者が月単位の週休2日の実施を受注の条件とするものである。 ・ 週休2日工事【受注者希望型】 本工事は、発注者が工事着手日前に、発注者に対して、工事打合せ簿にて月単位の週休2日に取り組みの旨を協議したうえで取り組むものである。 ・ 週休2日工事ではない ただし、受注者から希望があり、発注者と協議が整った場合は、週休2日工事【受注者希望型】と同様の取扱いができる。 ・ フレックス方式対象工事 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができ工事であり、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレキシ方式)試行要領に基づき実施するものとする。 2 工事の始期は、契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで、工事の終期は、〇年〇月〇日までとする。 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。 4 受注者は、受注時の312A (CORINS)への登録については、工事の始期後10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要現地への立入り(工事着手以外の行為とする)については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。 7 その他の特記仕様書に記載のないことについては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレキシ方式)試行要領によるものとする。 ・ 発注者指定方式対象工事 本工事は、出水期や越冬期などにより工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもとで、円滑な工事施工体制の確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全工期中で発注者が余裕期間と実工期を指定する富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(発注者指定方式)試行要領に基づき実施するものとする。 2 工事の始期は、〇年〇月〇日とする。 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。 4 受注者は、受注時の312A (CORINS)への登録については、工事の始期後10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要現地への立入り(工事着手以外の行為とする)については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。 7 低入札価格調査等により、発注者が指定する工事の始期以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を適用しないものとする。 8 その他の特記仕様書に記載のないことについては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(発注者指定方式)試行要領によるものとする。 1 建設関係企業の担い手確保や生産性向上のため、この工事は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取り組みに努めることとする。 (1) 月曜日を依頼の期曜日とし(マンデー・ノーリポド) (2) 水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応を心がける(ウェンズデー・ホーム) (3) 金曜日に依頼しない(フライデー・ノーワークエスト) (4) 基体のみや午後6時以降の打ち合わせをしない(ランチャイム・オーバーファイブ・ノーミーティング) (5) 定時間、定時後の依頼をしない(イブニング・ノーワークエスト) 2 この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での契約を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更を行うことができるものとする。 3 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機対応を行うものとする。
23 快適な仮設トイレの設置工事	
24 週休2日工事	
25 余裕期間制度	
26 ウィークリースタンス	

27 建設キャリアアップシステムの活用	1 受注者が建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)を活用する場合、CCUS活用に必要な現場経費の一部を設計しやす。 2 設計上にあたっては、「『建設キャリアアップシステムを活用する工事における現場経費の設計上について』のお知らせ」によるものとする。このお知らせは、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。 (https://www.pref.toyama.jp/1510/kendodukuri/toshikeikaku/kenchiku/kj0004042.html) ※ 本工において、建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の(1)から(9)の要件を全て満たさなければならない。 (1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、1級建築施工管理技士補及び1級建築施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定科目は、特例監理技術者に求める技術検定科目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2名までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工場の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体化が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。 (5) 兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲にあること。なお、範囲については、工事現場が同一の土木セクター、事務所管内にあること。 (6) 特例監理技術者が兼務できる工事は、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事ではなければならない。 (7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (8) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。 (9) 監理技術者補佐が兼務業務について、明らかにすること。 ※ 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、上記(1)から(9)の事項について、確認できる書類を提出すること。 ※ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要なくなった場合は、適切にコリンス(CORINS)への登録を行うこと。 標準仕様書によるほか次にによる。 着工時・原図版1部・縮小版6部
28 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置	
29 提出図書等	(1) 設計図の製本 (2) 工事写真 (3) 機材の仕様 (4) その他 (5) 完成時の図書
30 電子納品	写真種別撮影箇所数提出規格拡張子備考 着工前写真 適正数 L版程度 P D F ※着工前と完成写真を対比したもの デジタルカメラは、130万~ 完成写真 適正数 (3枚/頁) P D F ・完成写真のみ(新築の場合) 300万画素以上に撮影 施工中写真 適正数 — JPEG — 主要な機材については、発注前に納入仕様書等を提出し、監督職員の確認を受ける。 監督職員の指示する書類。 ・ 完成図(設計図及び施工図を黒紙紙に製本したもの)・原図版1部・縮小版2部 ・ 完成図CADデータ (CD-R 1枚×2部) ・ 安全に関する資料 ・ 電子納品対象工事 (以下に記す書類を電子納品する。) ・ 工事写真・施工計画書・完成図(CADデータ)・参考図(ラスターデータ)
31 建設現場の通風換気に関する試行工事	本工事は、受発注者の移動時間の削減のため、「建設現場の通風換気に関する施行要領(令和6年4月富山県土木部)」の内容に従い、実施することができる。
○ 一 般 共 通 事 項 2	① 適用基準等
	② 施工条件
	③ 技能士の活用
	④ 施工従事者
	5 仮設備
7 建築工事との取合	6 認定リサイクル製品の使用
	(1) 開口部補修筋
	(2) 機器の基礎
	⑧ 足場、さん機
	⑨ 建築物又は工作物の解体等の作業
10 土 工 事	(1) 残土処理
	(2) 埋め戻し及び盛土
	(3) 地盤工事
	⑪ 管の地中埋設深さ
	⑫ 地中埋設機等
13 埋設管の防食処理	14 ビニル管の設置
	15 マンホール蓋
	16 配管

7	コンクリート工事	・ レディミクストコンクリート (・ Ⅰ類 ・ Ⅱ類) ○ 現場練りコンクリート コンクリート設計基準強度 (・ 18N/mm2-15-25 (括弧付) ・ 21N/mm2-15-25 ・ 24N/mm2-15-25) 構造用コンクリートの強度補正値 打設日 3/10~7/6 7/7~9/5 9/6~11/19 11/20~3/9 補正値 3 N/mm2 6 N/mm2 3 N/mm2 6 N/mm2 コンクリート強度試験 (・ 実施する ・ 省略する) ・ 異形鉄筋 (・ SD295A ・ SD345) 設備機器の選定は、施設の分類に並びに機器の種別、重要度及び設置箇所に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破壊等が生じないようにする。 1) 設計用水平地震力 機器の重量[kg]に、設計用水平地震を乗じたものとする。なお特記なき場合、設計用水平地震度は次のによる。水循環は満水時の液体重量を含む総重量とする。 設計用水平地震度																																																										
(2)	鉄 筋																																																											
⑬	耐震安全性の分類と耐震施工																																																											
		<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層部、屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水 槽 類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽 類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水 槽 類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> 重要機器 ○ 配電盤 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 (電気設備) ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視装置 重要機器 ・ 水槽類 (・) (給排水衛生設備) ・ 消防設備機器 重要機器 ・ ボイラー ・ 冷凍機 ・ 冷水機 ・ 冷却塔 (空調設備) ・ 中央監視装置 ・ 空気調和機 (・ エア・コンディショナ・形 ・ ヲパ・コン ・ パナソニック・形) ・ 水槽類 (・) ・ 排煙設備機器 注1) 上層部の定義は次のによる。 2 ~ 6階の場合は最上階、7 ~ 9階の場合は上層2階、10 ~ 12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。 注2) 水槽類にはオイルタンク等を含むものとする。 2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 3) あと施工アンカー 施工後確認試験 ・ 要 (引張試験による引張試験) ○ 不要 ※機器据付にかかるときの事前には鉄筋検査を実施する。	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層部、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別	特定の施設			一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層部、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																							
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																							
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																							
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
19	運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の運転操作説明板を機械室に設ける。説明板の大きさは約 ㎡とする。 ・ 本工事 ・ 別途 設置項目 (測定箇所等は監督職員の指示によるものとする。 (給排水衛生設備) ・ 水量調節 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水质の測定 (・ 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令)に基づく50項目及び消毒の残留効果 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3項(で定められた16項目) (空調設備) ・ 風量調節 ・ 水量調節 ・ 室内外空気温度の測定 ・ 室内気流及びじんい測定 ・ 騒音の測定																																																										
20	総 合 調 整	1 機器能力の能力、容量等(電動機出力を除く)は原則として表示された数値以上とする。 2 電動機出力は原則として表示された出力以下の容量とする。 1 材料・施工順序及び厚さは特記がなければ標準仕様書第2編第3章の表2.3.1~2.3.7による。 なお、保温材は原則としてグラスウール保温材を使用するものとし、温水・蒸気・給湯以外の建築内(ピット内を含む)及び屋外多湿箇所はポリスチレンフォーム保温材を使用するものとする。また、排煙ダクト及び煙道はロックウール保温材を使用するものとする。 2 合成樹脂製カバーは、(・ シートタイプ ・ ジャケットタイプ) を使用するものとする。 3 井水用の保温種別については冷水管の保温種別によるものとする。 給水、井水用の配管で呼び径以上の弁、ストレーナ等は、ビス等により容易に剥離できる金属製のカバーによる外装を施す。なお、屋内外は (・ カラー亜鉛板 ・)、屋外及び多湿箇所は (・ ステンレス鋼板 ・)とする。																																																										
21	容量等の表示																																																											
22	保 温																																																											
23	弁類の保護カバー																																																											
⑭	塗装及び防錆工事	適用の基準は以下の通りとする。 ・ 機械設備: 標準仕様書第2編第3章第2節による。 ・ 電気設備: 標準仕様書第1編第2章第1節による。 ② 屋外及び多湿箇所の支持架台等は溶融亜鉛めっき鋼材(HDZ35以上)またはステンレス鋼材を使用する。 3 次の箇所の保護しない配管及びダクトは塗装不要とする(ただし、SGP-黒管及びST6P370・黒管は除く)。(・ 機械室内・) 1 既存コンクリート床及び壁の配管用貫通部の穴あけは、ダイヤモンドカッターによる。 2 事前には差支埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。 ① 絶装 (一般版、壁) ・ 鋼製 (梁、水密を要する地中) ・ 塩ビ製 (水密を要しない地中)等 1 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 2 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 ② 機器付風の制御盤及び操作室以降の電気設備、配線は (○ 本工事 ・ 別途工事) とする。 ③ 制御盤及び操作室に付属する機器の配線は (○ 本工事 ・ 別途工事) とする。 (・ 地中、槽内、ピット内・)の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。																																																										
25	は つ り																																																											
⑮	ス リ ー プ																																																											
⑯	試 験																																																											
⑰	電 気 工 事																																																											
29	吊り及び支持金物																																																											
1	撤 去 内 容	図示による。 施工調査 ※石結合有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石結合を含有している吹き付け材、成形板及び建築材料等の使用の有無について調査する。 調査範囲 (・ 図示) 貸与資料 () ・ 分析による石結合有建材の調査 ※ 分析方法: 定性分析はJIS A1481-1又はJIS A1481-2、定量分析はJIS A1481-3又はJIS A1481-4による。分析結果については、監督職員に報告すること。 ・ 施工又は大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則 (H17年厚生労働省令第21号。以下「石綿令」という。) その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。																																																										
2	アスベスト含有調査等																																																											
3	冷媒 (フロン類) の回収	1 冷媒回収等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、平成19年10月1日改正の「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」による。 ただし、冷媒の回収等の費用は (・ 本工事 ・ 別途) とする。 2 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類引取証明書 (ウ) 特定家庭用機器廃棄物管理表 (家電リサイクル券) の写し (家庭用エアコン等の場合) ・ 引渡しを要するもの (・ 図示による ・ PCB含有物) ・ 特別管理産業廃棄物 () ・ 同上の処理方法 () ・ 再資源化を図るもの ()																																																										
4	発生材の処理等																																																											

 富山県黒部市田家新899-1 tel (0765) 52-1180 Fax (0765) 57-2280 1級建築士登録 第362617号 管理建築士 山口 朋文	設計 山口 朋文 1級建築士登録第362617号	記事	工事名称 黒部商工会議所会館 新築工事	日付 2025. 06	図面番号
	担当 横田 大輔		図面名称 設備工事特記仕様書 (共通事項)	縮尺 A1: ー A3: ー	意 匠
					E-01



凡例
特記なきは以下の通り。

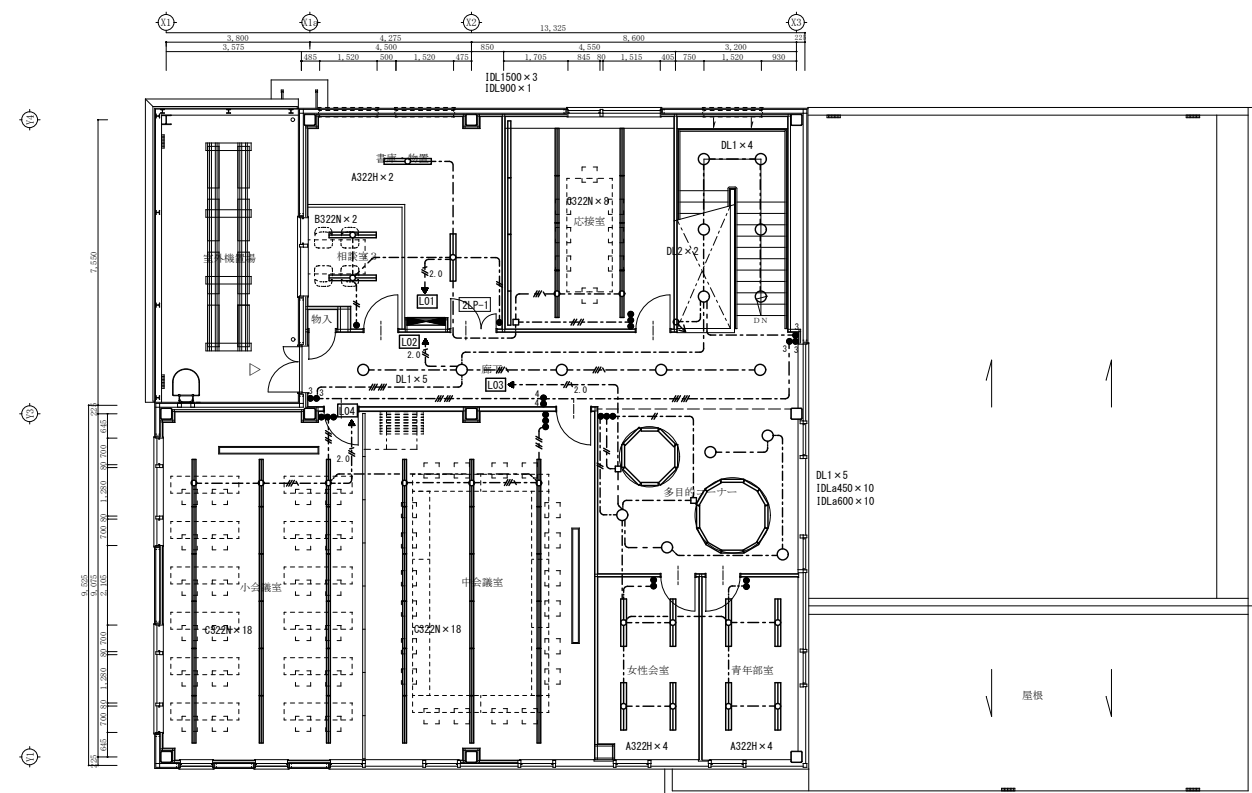
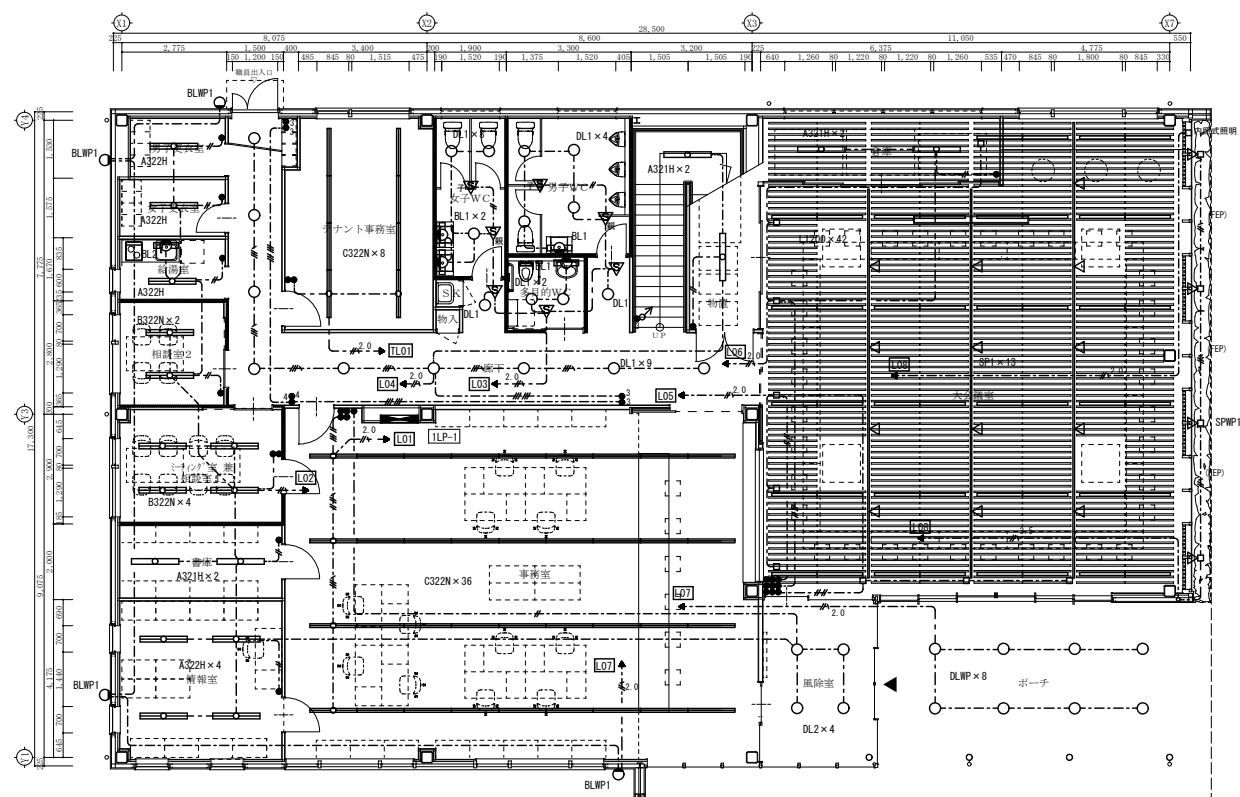
記号	器具及び配線	施工・品番
---(S)FEP---	EM-CE5 5-30 (FEP30)	天井内ケーブル配線
☒ PB5443	PB (SUS WP) 400×400 × 300	

経路	用途	施工	配線	配管
PB～ILP-1	電灯	新設	EM-CET100 E14	ケーブル
	動力	新設	EM-CET1100	ケーブル
引込金物～PB	予備	新設	φ × 2	(PB28)
	TV	新設	EM-S-50-FB	(PF22)

経路	用途	施工	配線	配管
新H-0～PB	電灯	新設	EM-CET100 E14	(Z70)
	動力	新設	EM-CET100	(Z70)
引込金物～PB	予備	新設	φ × 2	(Z28)
	TV	新設	EM-S-50-FB	(Z22)

■ 配置図 ■

 山口設計 1級建築士登録 第362617号 管理建築士 山口 朋文	富山県黒部市田家新899-1 t e l (0765)52-1180 F a x (0765)57-2280	設計 山口 朋文 1級建築士登録第362617号 担当 横田 大輔	記事	工事名称	黒部商工会議所会館 新築工事	日付	2025.06	図面番号	E
				図面名称	動力盤結線図	縮尺	A1:— A3:—	意 匠	



照明器具姿区

記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番
A322H	LED 逆富士	43.1W	昼白	W150	XLX40AENP LE9	B322N	LED 下面開放	31.9W	昼白	W150	XF4450PEN LE9	C322N	LED 下面開放 無縁鏡光	26.7W	昼白	W100	XF440MEN RS9	DL1	LED ダウンライト	7.0W	温白	75φ	XND1006HV LE9	BL1	LED ミラー灯	11.7W	温白	W572	NNN13512 LE1
A321H	LED 逆富士	20.6W	昼白	W150	XLX430AENP LE9							DL2	LED ダウンライト	11.6W	温白	75φ	XND1506HV LE9												
記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番
BL2	LED 流し元灯	12W	昼白	L558	LGBS2096 LE1	DLMP1	LED 軒下灯 防雨型	7.6W	温白	100φ	XNN1031WV LE9	BLMP1	LED 防雨型ブラケット	7.1W	昼色	H320	LWMC80380 LE1	L1200	LED ライン照明 無縁鏡光	34.2W	調光可	L1200	NNF51219 RM9	SP1	LED スポットライト 無縁鏡光	26.4W	昼色	L127	NTS025958 RJ1
												*センサー付き												*ライティンググレール共					
記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番	記号	器具名称	消費電力	色温度	大きさ	参考品番
IDL900	LED 間接照明 無縁鏡光	19.0W	暖光	L900	NNN36535 RM9	IDLa450	LED 間接照明	10W	温白	L450	XLX045HYV LJ9	SPWP1	LED 屋外スポットライト	31W	電球	136φ	NTY11033RZ LE9		調光用タブレット				N016280J		シーン選択用リモコン				N016200J
IDL1500	LED 間接照明 無縁鏡光	30.0W	暖光	L1500	NNN36500 RM9	IDLa600	LED 間接照明	12W	温白	L600	XLX060HYV LJ9																		
												*広角タイプ												事務室 2台 大会議室 2台 テナント事務室 1台 小会議室 1台 大会議室 1台 応接室 1台					

凡例
特記なきは以下の通り。

記号	器具及び配線	施工・品番
	EM-EFF2-0-3C	天井内ケーブル配線
	EM-EFF1-6-2C	天井内ケーブル配線
	EM-EFF1-6-3C	天井内ケーブル配線
	EM-EFF1-6-2C + 2C	天井内ケーブル配線
	EM-EFF1-6-3C + 2C	天井内ケーブル配線
	EM-EFF1-6-3C × 2	天井内ケーブル配線
	EM-CE3-5-3C	天井内ケーブル配線
	EM-CE3-5-3C (FEF30)	地中配管
	人感センサー鞍器	参考：ITK2504
	人感センサー鞍器	参考：ITK24818
	人感センサー子機	参考：ITK29318

*壁内立上りはPF管で保護のこと。

*スイッチ用のプレートは神保電器Jワイドスリムサストとする。

法令注記

- (1) 誘導灯設備に関する法令記載
本建物は、消防法施行令別表第1(15)項に該当し、「地階、無窓階、地上1階以上」に該当しないので設置しない。ただし、誘導標識は設置する。10枚程度見込むこと。
- (2) 非常照明設備に関する法令記載
本建物は、特殊建築物ではなく、階数が3以上ではない延べ面積1,000㎡を超えない建築物であるため、非常照明設備は設置しない。

*器具の枠の色は意匠に確認うえのこと。



山口設計

1級建築士登録 第362617号 管理建築士 山口 朋文

富山県黒部市田家新899-1
t e l (0765) 52-1180
F a x (0765) 57-2280

7号 管理建築士 山口 朋文

設計 山口 朋文 1級建築士登録第362617号

担当 横田 大輔

記事

工事名称 黒部商工会議所会館 新築工事

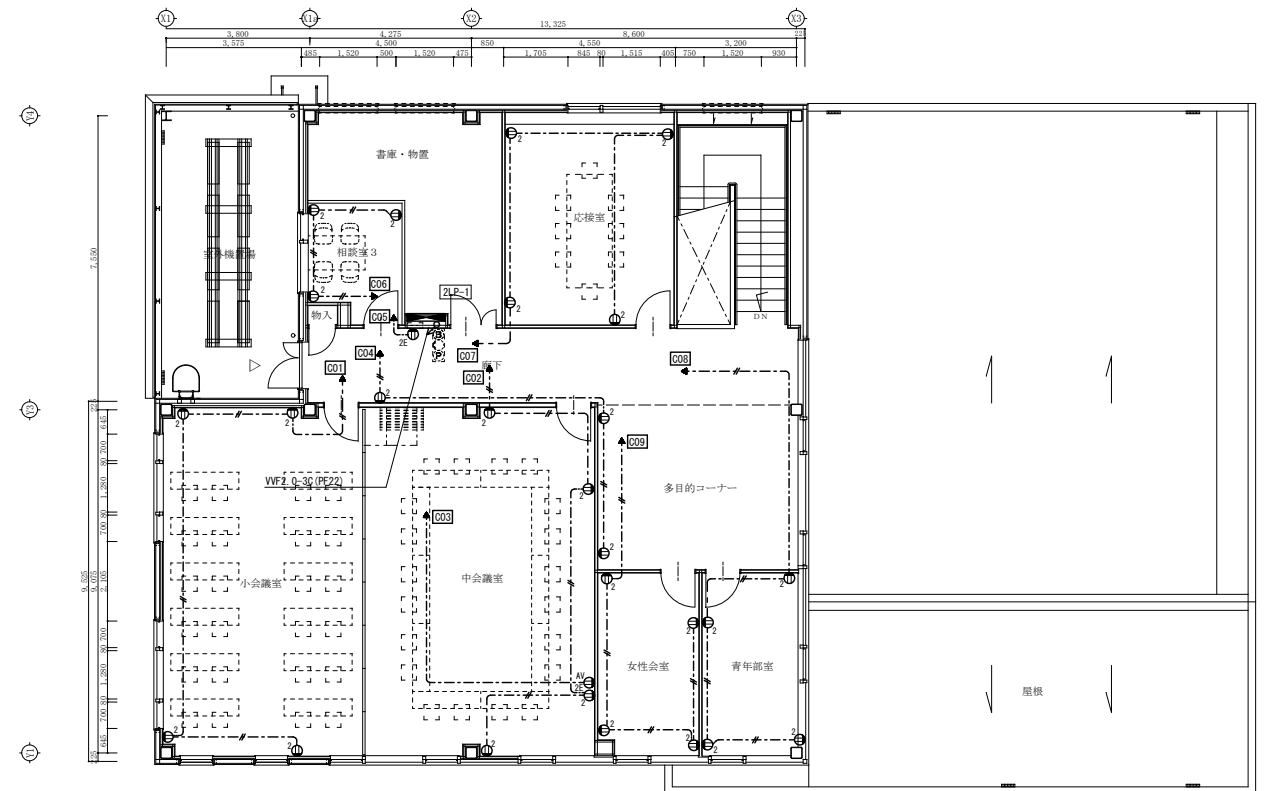
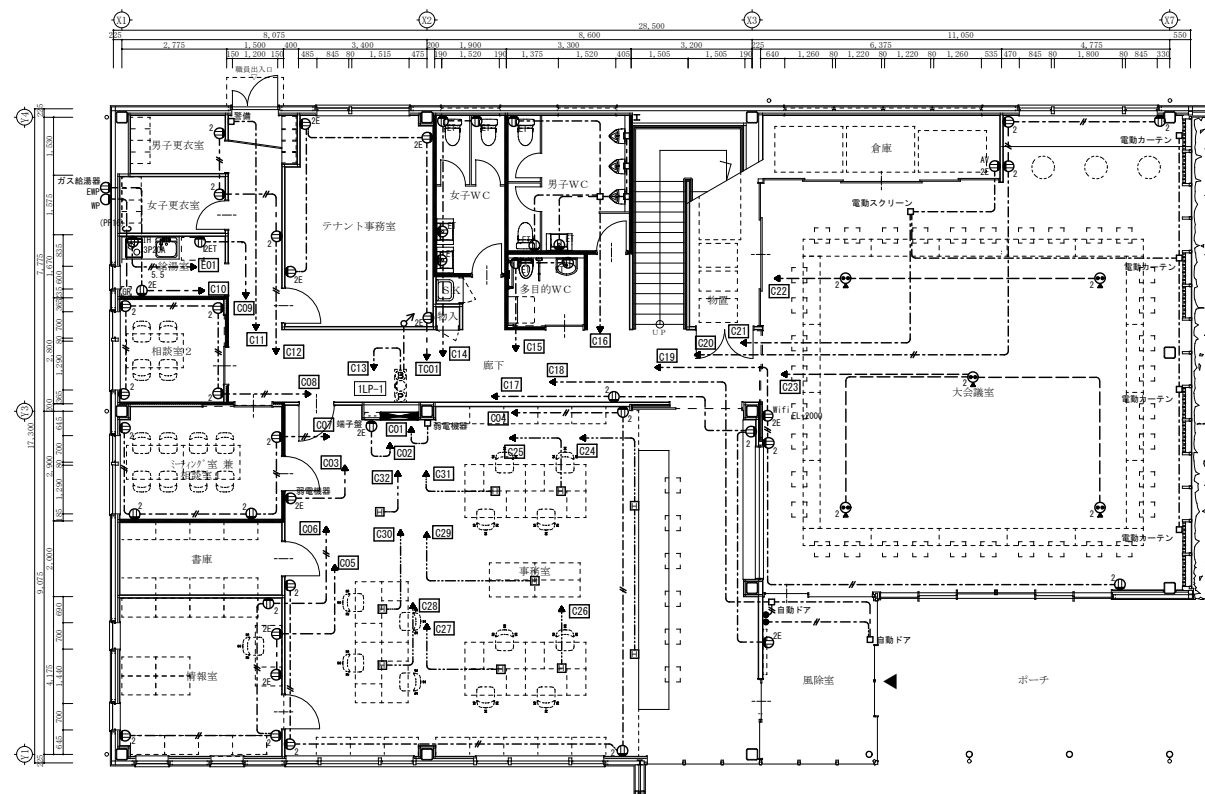
日付 2025.06

図面名称 電灯設備配線図

縮尺 $1:100$

E-08

意匠



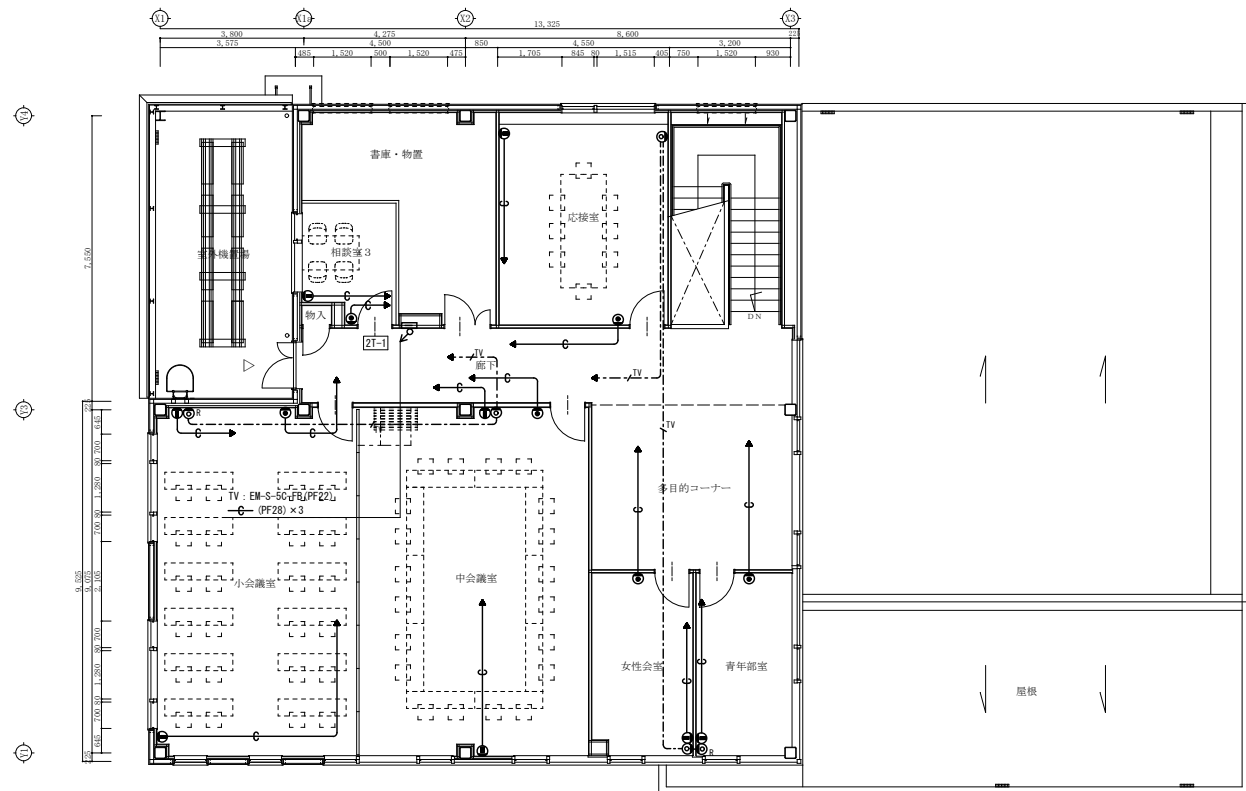
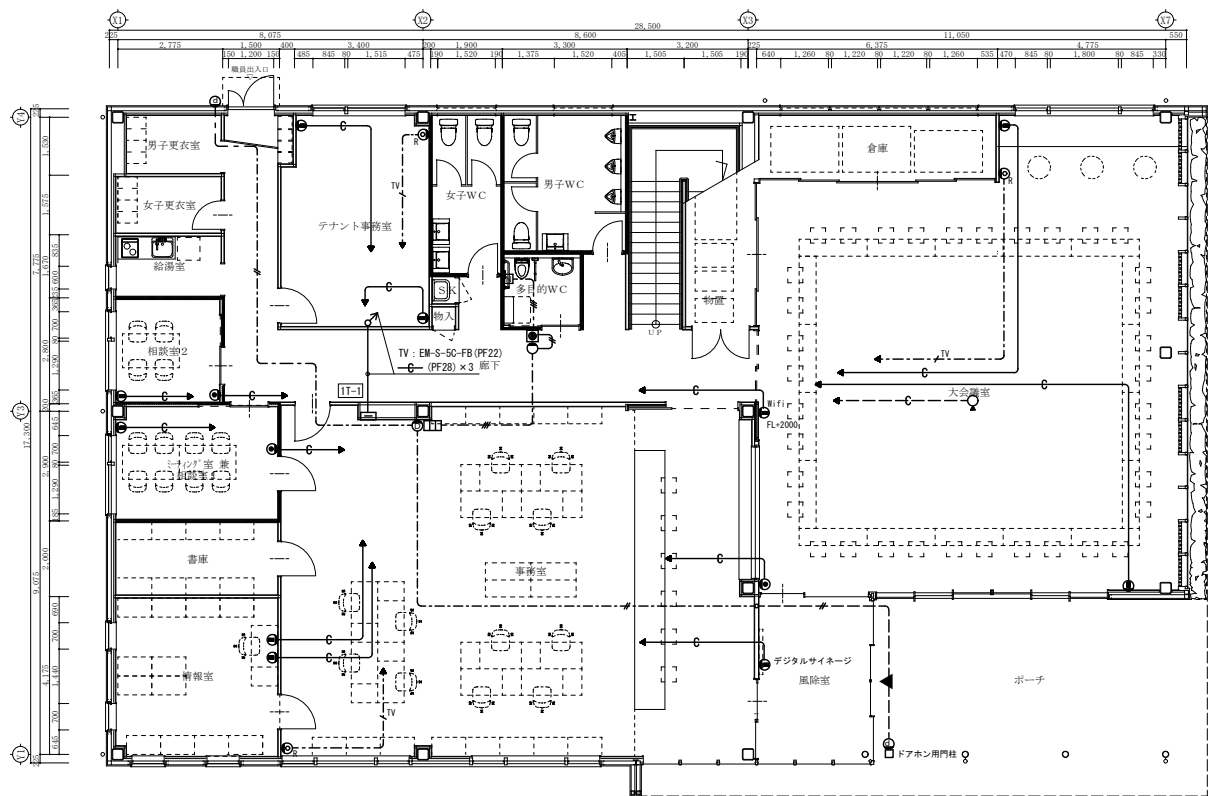
凡例
特記なきは以下の通り。

[illegible]

*壁内立上りはPF管で保護のこと。

 山口設計 1級建築士登録 第362617号 管理建築士 山口 朋文	富山県黒部市田家新899-1 t e l (0765) 52-1180 F a x (0765) 57-2280	設計 山口 朋文 1級建築士登録第362617号	記事	工事名称 黒部商工会議所会館 新築工事	日付 2025. 06	図面番号	E-10
	担当 横田 大輔			図面名称 弱電機器室図 (1)	縮尺 A1:— A3:—	意匠	





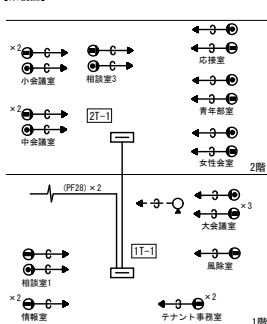
電話・情報設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
●	金属プレート	FL+1300程度
●	金属プレート	
○	フロア通線プレート	
—	(PF22)	天井内配管

【注記】

- (1) 交換機・電話機及びOAフロア内の配線は別途工事とする。
(2) 情報設備機器及びOAフロア内の配線は別途工事とする。

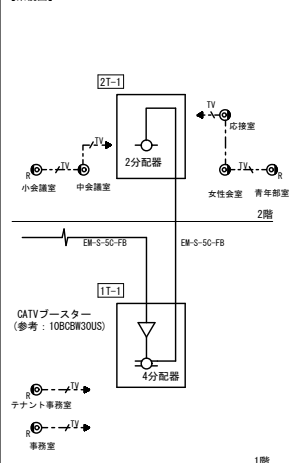
【系統図】



T V 共聴設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
●	直列ユニット	中間
●	直列ユニット	端末
---	EM-S-50-FB	天井内ケーブル配線

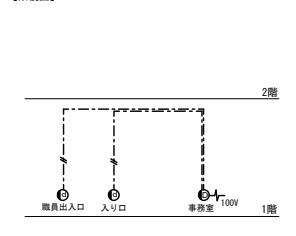
【系統図】



ドアホン設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
●	ドアホン親機	要図参照
●	カメラ付き玄関子機	要図参照
---	EM-AE1. 2-20	天井内ケーブル配線

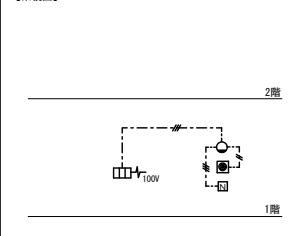
【系統図】



トイレ呼出設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
□	トイレ呼出表示 (1 席)	要図参照
○	表示灯 (プザー付き)	要図参照
■	復帰ボタン	要図参照
■	トイレ押込 (紐付き)	要図参照
---	EM-AE1. 2-20	天井内ケーブル配線
---	EM-AE1. 2-30	天井内ケーブル配線

【系統図】

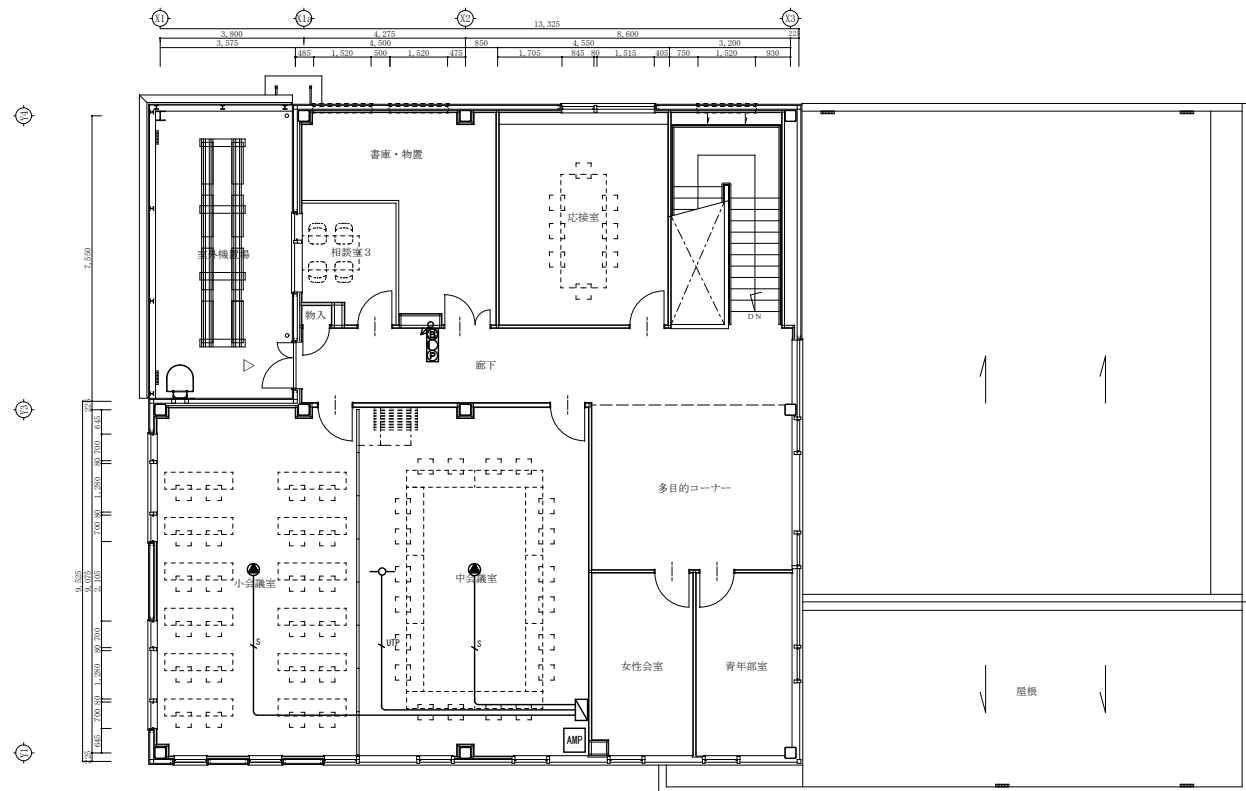
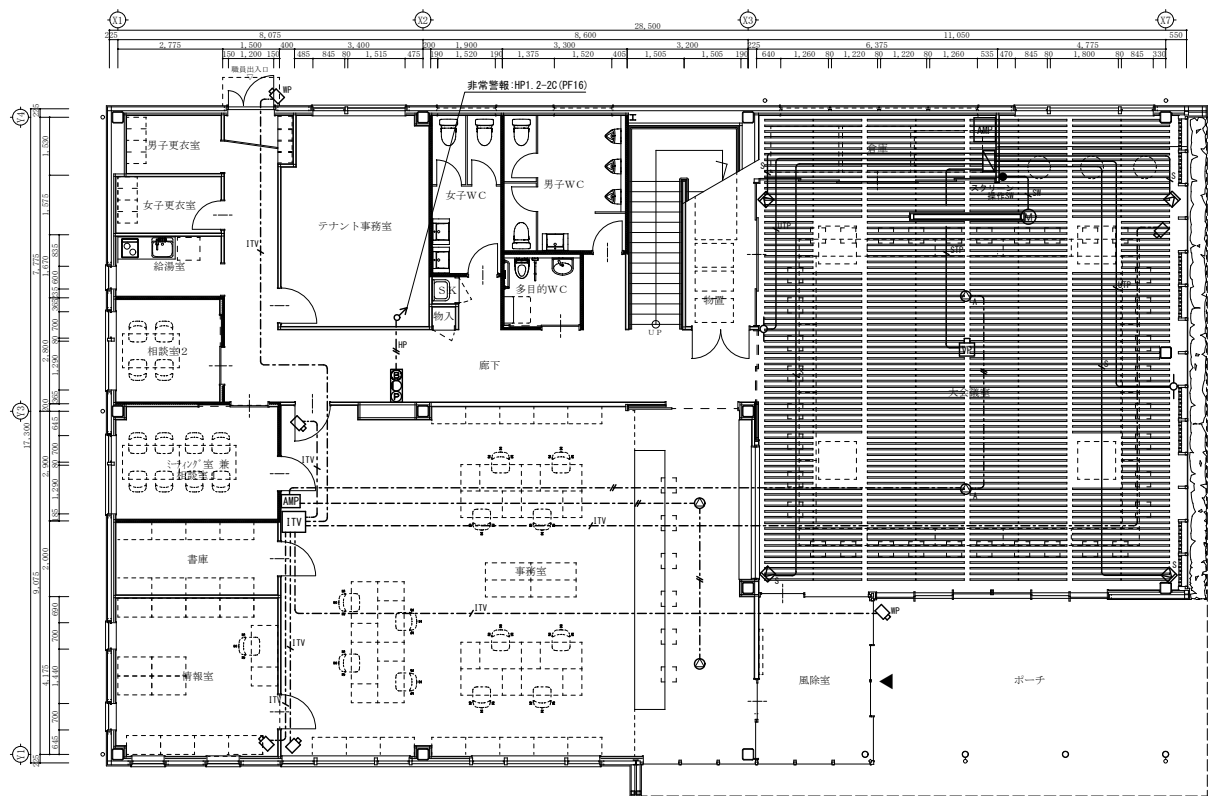


端子壁仕様

壁名称	電話	情報	拡声	T V 共聴
IT-1	—	ONU×1 HUB×1 収納スペース	—	プースター 4分配器
	ITV	火報	—	その他・仕様
	—	—	—	埋込型 銅板製 コネク: 2P15A×2E 収納

端子壁仕様

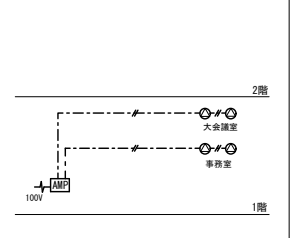
壁名称	電話	情報	拡声	T V 共聴
IT-1	—	—	—	2分配器
	ITV	火報	—	その他・仕様
	—	—	—	埋込型 銅板製 コネク: 2P15A×2E 収納



拡声設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
AMP	卓上アンプ	要図参照
⊙	天井埋込スピーカー	要図参照
⊙	天井露出スピーカー	要図参照
---AMP---	EM-AE1. 2-2C	天井内ケーブル配線

【系統図】



I T V 設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
監視カメラ	監視カメラ	要図参照
EM-UTP (CAT5e)	EM-UTP (CAT5e)	天井内ケーブル配線

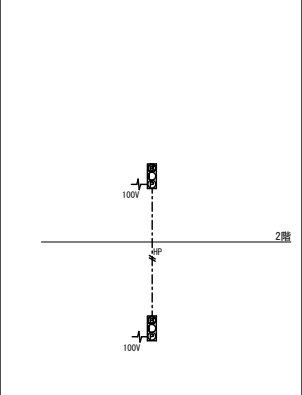
【系統図】



非常警報設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
SCB	火災非常警報装置	要図参照
EM-HP1. 2-2C	EM-HP1. 2-2C	天井内ケーブル配線

【系統図】



大会議室 音響設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
AMP	音響ワゴン	要図参照
ワゴン接続プレート	ワゴン接続プレート	要図参照
メインスピーカー	メインスピーカー	要図参照
サブスピーカー	サブスピーカー	要図参照
ワイヤレスアンテナ	ワイヤレスアンテナ	要図参照
EM-UTP (CAT5e)	EM-UTP (CAT5e)	天井内ケーブル配線
EM-4S6	EM-4S6	天井内ケーブル配線
EM-STP (CAT5e)	EM-STP (CAT5e)	天井内ケーブル配線
EM-VCTF0. 75-4C	EM-VCTF0. 75-4C	天井内ケーブル配線

【系統図】



小・中会議室 音響設備工事

シンボル	機器・配線名称	品番・施工
AMP	音響ワゴン	要図参照
ワゴン接続プレート	ワゴン接続プレート	要図参照
天井埋込スピーカー	天井埋込スピーカー	要図参照
ワイヤレスアンテナ	ワイヤレスアンテナ	要図参照
EM-UTP (CAT5e)	EM-UTP (CAT5e)	天井内ケーブル配線
EM-4S6	EM-4S6	天井内ケーブル配線

【系統図】



法令注記

(1) 自動火災報知設備に関する法令注記
本建物は、消防法施行令第15条第1項に該当し、1,000㎡以上に該当しないので、自動火災報知設備は設置しない。ただし、収容人数は50人以上となるため、非常警報設備を設置する。